

【通所介護重要事項説明書】

＜平成30年4月1日現在＞

1 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電 話 0493-66-0151
 受付時間 月～日曜日 8:30～17:30
 担 当 鈴木美津子

*御不明な点は、なんでもおたずねください。

2 デイサービスセンターの概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	新しい友と楽しむ よし乃郷
所在地	埼玉県比企郡ときがわ町大字五明1449番2
介護保険指定番号	通所介護 (埼玉県 1173200591号)
サービスを提供する実施地域	ときがわ町、小川町、嵐山町、鳩山町、東秩父村

(2) 同センターの職員体制

職種	常勤	非常勤	合計(常勤換算)	資格	基準人員
管理者	1名		1.0名		1名
生活相談員	1名		常勤換算 1.0名	介護支援専門員	1名
機能訓練指導員	1名		1.0名	柔道整復師	1名
看護職員	1名		1.0名	看護師	1名
介護職員	4名		常勤換算 3.0名	介護福祉士(2名) ホームヘルパー2級 修了者(2名)	2名
歯科衛生士		1名	1.0名	歯科衛生士	1名
管理栄養士		1名	1.0名	管理栄養士	1名

(3) 同センター

定員	20名	静養室	室 床
食堂兼機能訓練室	1室140.62㎡	相談室	1室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります。	送迎車	3台

(4) 営業時間

月・火・木・金曜日 8:30～17:30
 サービス提供時間 9:30～16:30
 緊急連絡先 0493-66-0151

3 サービス内容

- ① 送迎
- ② 食事・おやつ
- ③ 入浴
- ④ レクリエーション
- ⑤ 理美容サービス
- ⑥ 生活相談等

4 料金

(1) 利用料金

①通所介護費

	1日あたりの自己負担分
要介護1	645円
要介護2	761円
要介護3	883円
要介護4	1,003円
要介護5	1,124円

- ②介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数に5.9%を乗じた単位数
- ③入浴介助加算 1日あたり 50円
- ④個別機能訓練加算（Ⅰ） 1日あたり 46円
- ⑤個別機能訓練加算（Ⅱ） 1日あたり 56円
- ⑥栄養改善加算 1回あたり 150円（月2回を限度）
- ⑦口腔機能向上加算 1回あたり 150円（月2回を限度）
- ⑧サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ 1日あたり 18円
- ⑨若年性認知症利用者受入加算 1日あたり 60円
- ⑩中重度者ケア体制加算 1日あたり 45円
- ⑪送迎を行わない場合減算 片道 -47円
- ⑫昼食代 1食あたり 500円
- ⑬教養・レクリエーション等材料費 1日あたり 200円
- ⑭お絞り代 1日あたり 10円
- ⑮タオル代 1日あたり 100円
- ⑯おむつ代 自費
- ⑰理美容代 自費
- ⑱その他、緊急時に医療機関等にかかる費用 自費
- ⑲実施地域を越えて行う、送迎に要する費用 2km毎 500円

(2) キャンセル料

サービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①利用日の前日 17時までに御連絡を頂いた場合	無料
②利用日の当日 8時までに御連絡を頂いた場合	デイサービス基本料の50%
③利用日の当日 8時までに御連絡がなかった場合	デイサービス基本料の70%
④デイサービス利用中にサービスを中止する場合	デイサービス基本料全額

(3) 支払方法

利用月毎に請求をいたしますので、利用金額をご用意下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、電話等でお申し込みください。当法人職員が身体状況をお伺い致します。

契約を結び、サービスの提供を開始します。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員と御相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

① お客様の都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合

（この場合、契約条件を変更して再度契約することができます。）

- ・お客様がお亡くなりになった場合

(3) その他

- ① 当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様、ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当法人が破産した場合、お客様は文書で解約することによって即座にサービスを終了することができます。

- ② お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院又は病気等により3ヶ月以上にわたりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、又はお客様やご家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただくことがございます。

6 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

(2) サービス利用のために

事項	有無	備考
男性介護職員の可否	有	
従業員への研修の実施	有	
サービスマニュアルの作成	有	
その他		

(3) 施設利用にあたっての留意事項

- ① 身体状況の確認 聞き取り(通い入れのとき)
- ② 利用のキャンセル 利用日の前日17時までに連絡
- ③ 曜日の変更 利用日の前日17時までに連絡

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に様態の変化等があった場合は、事前の打合せにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡いたします。

8 事故発生時の対応

利用者に対し事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、その内容によって西部福祉事務所、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

9 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 施設の防災計画によります
- ・ 防災設備 同上
- ・ 防災訓練 年2回
- ・ 防火責任者 坂田好総

10 サービス内容に関する相談・苦情

① 当センター御利用者相談・苦情担当

担当 生活相談員 鈴木美津子
苦情解決責任者 馬場 眞美子
電話 0493-66-0151

② その他

当センター以外に、第三者委員・市町村の相談・苦情窓口、埼玉県国民健康保険連合会等でも受け付けています。

市町村名	ときがわ町役場	電話	0493-65-1521
	埼玉県国民健康保険連合会	電話	048-824-2761 (代)
第三者委員	富田 邦利	電話	048-583-3589
第三者委員	山岸 定治	電話	0493-65-2032

11 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 よし乃郷
代表者役職・氏名	理事長 馬場 眞美子
本部所在地・電話番号	埼玉県比企郡ときがわ町大字五明1449番2 0493-66-0150

定款の目的に定めた事業	1 特別養護老人ホームよし乃郷の設置経営
	2 老人デイサービス事業（よし乃郷）
	3 老人短期入所事業（よし乃郷）
	4 老人介護支援センターよし乃郷の設置及び 受託経営
	5 老人居宅介護等事業
	6 その他これに付随する事業

施設・拠点等	特別養護老人ホーム	2カ所
	短所入所生活介護	2カ所
	通所介護	1カ所
	居宅介護支援事業所	1カ所
	配食サービス	

平成 年 月 日

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

<説明者>

所在地 埼玉県比企郡ときがわ町大字五明1449番2

名称 社会福祉法人 よし乃郷

氏名 ⑩

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受けました。

<利用者>

住所 _____

氏名 _____

<代理人>

住所 _____

氏名 _____ ⑩